

宮城県公報

令和 7 年 7 月 18 日（金）
定期第 618 号

目次

告示

- 指定納付受託者の指定（6 件）（税務課）
- 救急医療機関の認定（医療政策課）
- 農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）
- 県営土地改良事業の工事の完了（農村振興課）
- 県営土地改良事業計画の縦覧（同）
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第 2 号漁業者）（水産林政総務課）
- 指定納付受託者の指定（3 件）（出納総務課）
- 指定納付受託者の指定（警察本部会計課）
- 土地改良区役員の就任の届出（仙台地方振興事務所）

公告

- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（契約課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（2 件）（警察本部会計課）

人事委員会

- 人事委員会規則 8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 人事委員会規則 8—6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則（同）
- 人事委員会規則 8—7（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則（同）

正誤

- 宮城県公報第 585 号(令和 7 年 3 月 18 日付け)中

宮城県告示第457号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎 3 丁目 1 番 1 号
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）
- 3 指定年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第458号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
トヨタファイナンス株式会社 愛知県名古屋市西区牛島町 6 番 1 号
株式会社七十七カード 仙台市宮城野区榴岡 2 丁目 4 ー 22 仙台東口ビル
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）
- 3 指定年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第459号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社さとふる 東京都中央区京橋 2－2－1 京橋エドグラン 13F
P a y P a y 株式会社 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）
- 3 指定年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第460号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号 楽天クリムゾンハウス
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）
- 3 指定年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第461号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社アイモバイル 東京都渋谷区渋谷 3 丁目 26 番 20 号 関電不動産渋谷ビル 8 階
P a y P a y 株式会社 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）
- 3 指定年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第462号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社ピアトゥー 東京都千代田区丸の内 1－8－3 丸の内トラストタワー本館 20 階
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）
- 3 指定年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第463号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
仙石病院	東松島市赤井字台 53 番地 7	令和 7 年 7 月 17 日	令和 10 年 7 月 16 日

宮城県告示第464号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要
別冊のとおり
- 2 認可年月日
令和 7 年 7 月 18 日

宮城県告示第465号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地 区 名	事 業 の 名 称	工事完了年月日
山王江	農業用排水施設整備事業	令和 7 年 6 月20日

宮城県告示第466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営竹谷地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和7年7月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年7月18日から令和7年8月19日まで
- 3 縦覧場所
丸森町役場

宮城県告示第467号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。）第 108 条第 5 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区 域	石巻市区域（宮城県漁業協同組合の北上町十三浜支所、河北町支所、雄勝町東部支所、雄勝町雄勝湾支所、寄磯前網支所、谷川支所、網地島支所、表浜支所、石巻市東部支所、石巻地区支所、石巻湾支所、牡鹿漁業協同組合及び石巻市漁業協同組合の地区）
区 分	総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
同意成立の届出年月日	令和 7 年 7 月 1 日
発起人の住所及び氏名	石巻市泊浜泊 67 番地 稲荷丸漁業生産組合 石巻市新栄 2 丁目 4 番 9 号 有限会社泉幸丸水産
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 6 条に規定する漁業
特定第 2 号漁業者数	6 人

宮城県告示第468号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
三井住友カード株式会社 大阪府大阪市中央区今橋 4 丁目 5 番 15 号
株式会社七十七カード 仙台市宮城野区榴岡 2 丁目 4 番 22 号
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
決済端末（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末をいう。）を通じて納付される歳入
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 28 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第469号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社寺岡精工 東京都大田区久が原 5 丁目 13 番 12 号
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
セルフレジ（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供するレジスターをいう。）を通じて納付される歳入
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 28 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第470号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎 3 丁目 1 番 1 号
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
インターネット（みやぎ電子申請サービス）を利用して納付される歳入
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 28 日
- 4 指定期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第471号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社寺岡精工 東京都大田区久が原5丁目13番12号
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
セルフレジ（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供するレジスターをいう。）を通じて納付される歳入
- 3 指定年月日
令和7年3月25日
- 4 指定期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

宮城県告示第472号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第17項の規定により、富谷北部土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 嘉 藤 俊 雄

1 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役 職
令和 7 年 7 月 1 日	蜂谷 澄江	黒川郡大和町落合舞野字仁和多利99番地	理 事

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 7 月 18 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
	白石市旭町一丁目 1 番 1、鷹巣西三丁目 3 番 4
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 7 番 7 号 株式会社 薬王堂

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

誘導結合プラズマ発光分光分析装置 一式

(2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 令和 8 年 2 月 27 日（金）

(4) 納入場所 宮城県産業技術総合センター

（宮城県仙台市泉区明通二丁目 2 番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (8) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980—8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022—211—3335）へ令和7年8月1日（金）午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

- (2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980—8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県出納局契約課物品班（担当 福地 美奈 電話 022—211—3333）

- (3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和7年8月1日（金）まで（2）あて申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年8月1日（金）午前9時から令和7年8月18日（月）午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年8月18日（月）午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和7年8月20日（水）午前9時から令和7年8月29日（金）午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(7) 日時 令和7年8月29日（金）午後5時

(4) 場所 (2)に同じ

(ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（ア）の日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、（６）の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和 7 年 9 月 1 日（月）午前 10 時

宮城県行政庁舎 10 階入札室

4 入札に参加することができない者 2 に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）第 97 条及び第 98 条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第 113 条及び第 114 条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) この契約は、電子契約を選択することができる。

(9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(10) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

1. Nature and Quantity of the Items to be Procured: Inductively coupled plasma emission spectrometer (1 set)

2. Deadline for Delivery: February 27, 2026 (Fri.)

3. Place of Delivery: Miyagi Prefectural Government Industrial Technology Institute

4. Deadline for Bid Submission: August 29, 2025 (Fri.), 5:00 P.M.

5. Contact Information: Mina Fukuchi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government

3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570

TEL.: 022-211-3333

6. Language and Currency Used in Contract Procedure: Japanese and Japanese yen only.

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
高度映像解析システム賃貸借 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 7 月 10 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
F L C S 株式会社 東北支店 仙台市青葉区中央 3 丁目 2 番 23 号
- 5 落札金額 336,600,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 7 年 5 月 9 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和7年7月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
クライアント・サーバシステム用資機材賃貸借①（C S D B ①） 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年7月10日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
株式会社 J E C C 東北支店 仙台市青葉区本町1丁目2番20号
- 5 落札金額 2,789,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和7年5月9日

人事委員会規則 8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 8—5—56

人事委員会規則 8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年宮城県条例第 7 号）に基づき、人事委員会規則 8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 23 条の 2 〔略〕 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第 23 条の 3 〔略〕 <u>2 育児休業法第 19 条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u> 第 29 条 〔略〕	第 23 条の 2 〔略〕 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した</u> 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第 23 条の 3 〔略〕 <u>2 介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（育児休業法第 19 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</u> 第 29 条 〔略〕

<u>(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する措置等)</u> <u>第 29 条の 2 条例第 19 条の 2 第 2 項の人事委員会規則で定める</u> <u>期間は、対象職員の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2</u> <u>歳 11 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。</u>	
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の人事委員会規則 8—5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則。以下「規則」という。）の施行日の前日までにされた規則第 28 条の規定に基づく請求のうち、規則第 23 条の 2 第 2 項又は規則第 23 条の 3 第 2 項に係るものであって、当該介護休暇又は介護時間の開始日が施行日以後であるものについては、改正後の規定を適用する。

人事委員会規則 8—6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 8—6—53

人事委員会規則 8—6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年宮城県条例第 8 号）に基づき、人事委員会規則 8—6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 21 条の 2 [略] 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ 4 時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 (介護時間) 第 21 条の 3 [略] 2 <u>育児休業法第 19 条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u> 第 27 条 [略]	第 21 条の 2 [略] 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、 <u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間</u> (当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。 (介護時間) 第 21 条の 3 [略] 2 <u>介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間(育児休業法第 19 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。</u> 第 27 条 [略]

(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する措置等) 第 27 条の 2 条例第 17 条の 2 第 2 項の人事委員会規則で定める 期間は、対象職員の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。	
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の人事委員会規則 8—6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則。以下「規則」という。）の施行日の前日までにされた規則第 26 条の規定に基づく請求のうち、規則第 21 条の 2 第 2 項又は規則第 21 条の 3 第 2 項に係るものであって、当該介護休暇又は介護時間の開始日が施行日以後であるものについては、改正後の規定を適用する。

人事委員会規則 8—7（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 18 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 8—7—23

人事委員会規則 8—7（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮城県条例第 1 2 号）に基づき、人事委員会規則 8—7（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（育児休業条例第 19 条第 2 号の人事委員会規則で定める非常勤職員） 第 7 条 育児休業条例第 19 条第 2 号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上である非常勤職員とする。	（育児休業条例第 19 条第 2 号の人事委員会規則で定める非常勤職員） 第 7 条 育児休業条例第 19 条第 2 号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上である非常勤職員であつて、<u>1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日があるもの</u>とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

宮城県公報第 585 号(令和 7 年 3 月 18 日付け)中

ページ	段	行	正	誤
8	下	2	に改め、同号ウ(エ)中「が急病者等 に対する」	に、「が急病者等に対する」
11	下	20	申請書又は申出書	申請書又は申請書